

第3 応募者に必要な要件

1. 応募者に必要な資格

応募者は、応募時に次に掲げる要件を満たした個人、法人または連合体等とします。

- ① 箕面商工会議所もしくは箕面市観光協会に所属し、箕面市内で過去5年以上の営業実績があること。なお、前記以外の者でも、次に該当する場合はその限りではない。
 - ア.①と同等の機関に属し、同等の活動実績があり、独創性・効果が提案できる場合
 - イ.箕面にとって有用な独創性・効果が提案できる場合※ただし、ア及びイの提案資料を別途提出のこと。(必須)
※応募資格を認められた後は、他の応募者と同じ審査基準に基づいて審査を行います。
- ② 食品衛生責任者・飲食店の営業許可（食品衛生法）等の資格を有していること。
- ③ 次に掲げる事項に該当していないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定
 - イ 大阪府及び箕面市の競争入札指名停止措置要綱等に基づく指名停止期間中である
 - ウ 地方自治法第244条の2第11の規定により、大阪府または箕面市並びに他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消し日から2年未満である
 - エ 直近3年間の法人税又は所得税並びに消費税、地方税及び地方消費税を滞納している
- ④ 法人にあつては役員に、その他の団体等にあつてはすべての構成員に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者。また、その他暴力団との関与が認められ事業者として不相当と認められる法人

2. 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 要項に違反または著しく逸脱した場合
- ④ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ⑤ その他不正行為があった場合

第4 応募等手続きスケジュール

募集要項の配布及び質問・応募書類の受付窓口：箕面市地域創造部箕面営業室
受付時間：平日午前9時～午後5時〔土・日曜日、祝日〕（P. 18「第6 照会窓口」参照）

1. 募集要項の配布 令和5年10月31日（火）～11月13日（月）

- ・配布方法
箕面市地域創造部箕面営業室にて配布いたします。
または次の箕面市ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.minoh.lg.jp/eigyou/kawayuka/jigyoushaboshuu.html>

2. 質問の受付 令和5年10月31日（火）～11月6日（月）

- ・提出方法
箕面市地域創造部箕面営業室まで持参・電子メール・郵送または宅配にて提出期限必着で送付してください。

3. 質問への回答予定日 令和5年11月8日（水）

- ・質問に対する回答の公表方法
回答は随時、箕面市ホームページにて行います。
<https://www.city.minoh.lg.jp/eigyou/kawayuka/jigyoushaboshuu.html>
※回答における再質問は受け付けません。

4. 応募書類等の受付

令和5年10月31日（火）～11月24日（金）午後5時まで

- ・提出場所及び提出方法
事前に電話連絡のうえ箕面市地域創造部箕面営業室まで持参してください。（郵送等不可）また、第2希望の設置希望候補地がある場合は、別に事業提案書類を提出してください。
- ・応募にあたっての留意事項
応募（提出）に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

① 応募登録書類

提出部数 3部（正本1部、副本2部）

名称	様式	内容
応募登録申込書	様式1	・所定の様式
応募資格誓約書		
申込添付書類	各種証明書	・全部事項証明書（履歴事項証明書）、及び代表者の印鑑証明書（直近1ヶ月以内のもの） ・納税証明書の写し（直近3年間）

② 事業提案書類

提出部数 6部（事務局用3部、選定委員用3部）

応募者名や商標の表示など応募者の所属する法人等が判る表現は禁止します。

名称		様式	内容
事業コンセプト		様式2	<ul style="list-style-type: none"> 全体コンセプト（提案趣旨・空間構成及びデザイン、機能構成・運営計画）
空間構成及びデザイン	諸元		<ul style="list-style-type: none"> 付帯施設も含めた川床施設について、その構造、施設面積、（延床面積）、席数、その他必要に応じて施設計画を説明 安全性の確保についても明記すること 営業期間外の景観的配慮及び施設の活用策について記入すること
	配置図 イメージパース （写真可）		<ul style="list-style-type: none"> 設置する川床施設、屋外工作物その他外構についてその形態・範囲がわかるようにすること 建物の出入口位置を記入すること 以下の各視点について景観イメージを示すこと <ul style="list-style-type: none"> ○ 滝道又は左岸からの景観（全体像） ○ 橋（夫婦橋・紅葉橋）などからの景観
機能構成・運営計画	川床施設の運営計画		<ul style="list-style-type: none"> 運営施設の概要（事業内容など） 期間・時間帯ごとの展開（営業期間・定休日・営業時間など） 品書き、料理メニューの創意工夫点 その他提案事項
業務実施計画	業務実施上の工夫		<ul style="list-style-type: none"> 箕面らしさを表現し、公園のにぎわいにつながる取組み これまでの営業実績等、PRすべきことがあれば記入すること
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 人員計画（役割・配置など） リスク管理 	
	経費内訳表	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費（撤去～川床設置～復旧） 維持管理費（概算ベース） 	
	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画（案）、集客想定数の提示 	
空間構成及びデザイン	川床施設の平面図等の計画図	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> 平面図は施設と一体的に活用する屋外空間を含めて表現すること 各図面には川床施設の入出口位置、主要室面積、主要な寸法を記入すること 工作物、植栽、案内板等を設置する場合は、その計画内容を説明すること 施設の構成及び配置の考え方※川床利用者の動線を明記 利用者の安全性の確保を具体的に記入すること <p>【参考】 ※立面図・断面図・外部仕上げなどのイメージが分かる図面があれば添付してください。</p>

③ その他提出書類

(P12第3-1-①)の「前記以外の者」に該当する応募者は、独創性・効果性等の資料を提出すること。(様式自由、提出部数は3部)

※なお、この事業提案は川床事業者を選定するためのもので、実際の実施内容については修正・改善を求める場合があります。

5. 事業予定者の選定 令和5年12月上旬から12月中旬頃(予定)

- ・事業予定者選定委員会の開催→事業予定者認定

6. 使用契約書締結 令和6年4月初旬(予定)

- ・必要に応じてヒアリングを実施します。